

《研究ノート》

昭和初期岡山市の地方財政改革運動

——岡山市政刷新同盟の活動——

坂 本 忠 次

1. 序
2. 岡山「市刷」結成の背景
3. 「市刷」の組織と活動内容
4. 「市刷」と地方税改革運動
5. 残された課題

1. 序

地域社会における「住民運動」概念が、今日、中央・地方にわたる財政的諸関係の変革に対して一定の役割をになうものとして評価されつつあることは周知のところである。地域自治体の政治に対する住民の闘争と参画のあり方は、歴史的にも様々な形態をとってあらわれているが、とりわけ、第二次大戦後の経済の高度成長過程の矛盾が顕在化する中で展開をみせるに至った各地域の公害に反対する住民運動、自治体行財政の統廃合の強行策に反対する住民運動、大都市などを中心とした生活環境を守る住民の運動、などとなってかなり昂揚をみせるに至ったのは、わが国戦後地方自治の展開過程における住民自治、草の根民主主義運動の新たな芽生えともいえよう。

ではここでいうところの「住民運動」概念は、いわゆる社会運動史の中で如何なる位置を占めるのか。元来、資本主義社会における基本的な階級運動は、いうまでもなく資本対労働の基本的な対抗関係・生産過程・労働過程を中心に一を基軸として展開する労働運動であるが、資本主義の歴史的発達に諸段階、そして各国資本主義発達における土台・上部構造の特質にかかわっての、たとえば農業における地主対小作の対抗関係などを軸とする

農民小作者の運動なども、階級的な結集の運動であるといえよう。その点では、階級的＝身分的差別からの解放運動である部落解放運動なども広義の階級運動に属するといえよう。⁽¹⁾

では、こういった本来的な階級運動に対して、今日的な意味でのいわゆる「住民運動」を如何に規定していくべきか。いわゆる住民運動は、「一定の階級や階層のみの運動ではなく、小市民層はもとより、労働者・農民などの多様な階層をふくみ、一定の地域の住民が、共通の生活上の利益をまもるために、共通の目的をかがけて、目的実現のために意識的に行動する」運動だといえる。⁽²⁾このように、「住民運動」を住民の生活を中心とした共通の要求実現のための地域的な結集の運動としてとらえたばあい、第二次大戦後の日本資本主義の現段階における地域開発、工場誘致をめぐる公害反対や自然環境・文化財を守る住民の運動、都市自治体にみとめられる住民＝市民の様々な生活要求を中心とした自治体への要求請願運動、条例制定（改廃）運動や、首長・議員解任のリコール運動、などは、すぐれて「住民運動」概念に包摂しうるものといえよう。

これに対比して、では前述した労働運動、農民運動（今日では地域農民出かせぎ者の運動、日雇労働者の運動をふくむ）などの生産点に基礎をおく階級的な運動が、上述した意味での住民運動と関連がうすいかということそうではない。重化学工業化と固定資本の巨大化による資本の高度蓄積、生産力の異常な上昇を招いた現段階の資本主義にあっては、資本対労働の基本的な矛盾——労働力の商品化と資本への包摂・従属を中心とする剰余価値取得をめぐる資本対労働の対抗関係——が、生産過程のみにとどまらず、流通過程、消費過程（生活過程）にまで、つまり労働者をとりまく全生活過程にまで拡大をみせたことからして、賃金闘争を中軸とする労働運動が、同時にたとえば(1)都市あるいは地域自治体における労働者の生活に不可欠のかかわりをもつ労働者の社会的共同消費手段充足—たとえば都市過密地域における通勤交通手段のあり方、公営共同住宅（アパート）、学校等普通教育施設、上下水道、ごみ・し尿処理施設等環境衛生施設、医療・消防施設等（いいかえれば生活基盤にかかわる公共財）の充足—の要求運動にも関心を向けざるをえなかったことが注意されるのである。⁽³⁾（この点では農山村、漁村における農民・漁民の運動においても同様の問題がある）。

第(2)に、この点は、現代資本主義における管理通貨制度（不換制）を軸とする資本蓄積機構がもたらすインフレ政策による労働者の実質賃金切下げ政策にもある以上、物価値上げ阻止の消費者運動、地域消費生活協同組合などの活動も労働者の生活防衛組織として広

義の住民運動としての形態をとるばあいもあろう。

また第(3)に、流通過程における小売業者、あるいは零細小営業者などの租税撤廃減免要求など租税闘争（いわゆる営業税撤廃運動や、今日の小営業者の付加価値税反対運動、サラリーマンの必要経費を大幅に認めよとするサラリーマン税訴訟運動などがある）も、前者の階級的運動と密接な関連を有しているが、それが地域自治体当局に向けてなされるばあい、同時にやはり広義の住民運動とも考えられるのである。とくに現代資本主義の租税政策が所得課税を中心に大衆課税化をみている今日、この問題との関連性も重要となっているのである。

以上みたように、いわゆる「住民運動」概念も、地域住民の単なる横の連帯としての概念ではなく、現代における階級・階層の運動と密接に関連し運動の重層的構造をとまなっていることが注意されるところであろう。そこでは、いわゆる「住民運動」（ないしは市民運動）と組織政党との関連、現代における政治的な統一戦線上の問題点もあげられるであろうが、ここではこれ以上ふれえない。ただこういった地域住民運動概念を改めて設定してみたばあい、それは、歴史的には、i) 資本の原蓄期において農村共同体の解体過程と並行してあらわれた偶発的、自然発生的な運動、ii) 原蓄期から産業資本成立期にかかわる専政的中央集権政府に対する地方自治要求運動としての自由民権運動、iii) 産業資本確立期を中心とした公害反対の住民運動、iv) 独占段階、とりわけ全般的危機下にみられる都市住民運動、など、資本主義の生成・発展の過程でその段階時期における主要な矛盾を止揚すべく展開をみせたことがしられるであろう。

ではこれを、伝統的な農業地帯、繊維産業、地方都市としての岡山市などをかかえる岡山県についてみたばあい、どのような特徴がいわれるのであろうか。本稿では、とりわけ、第一次世界大戦後の資本主義の全般的危機以降、歴史的にはいわゆる「大正デモクラシー運動」と重層して出てくる岡山県の無産政党運動の中の住民運動的局面的ひとコマ、昭和初期のいわゆる「岡山市政刷新同盟」のばあいについて運動を素描しつつ、地方都市住民の地方財政改革運動のあり方について若干の位置づけをしてみたいというのが主旨であるが、あらかじめめづきの点についての制約をお断りしておきたい。

その第(1)点は、第二次世界大戦時の岡山市の空襲により岡山市、岡山県の戦前資料はその殆んどを焼失し、戦前戦時の市議会、県議会関係資料を今日直接えつ覧しえないことであり、第(2)点に、こういった住民運動史、社会運動史に関する地域の運動史評価をめぐる研究の蓄積がとくに大正期以降については皆無に等しいことである。以上の制約の上では

あるが、上記のような趣旨のもとで、岡山県の住民運動史をたどってみると、歴史的には、まず幕末期における村政民主化闘争としても位置づけられる1828（文政11）年の当時の備中倉敷村（現在岡山県倉敷市）の「村方騒動」⁽⁵⁾が地域住民運動のひとつの代表的な事例とみられる。その後1855（安政2）年には渋染一揆⁽⁶⁾が起きているが、これは部落差別に抗した村民の運動である。明治期には、自由民権と地方自治要求をした美作同盟会の結成、『美作雑誌』の民権論や地方自治要求運動、美作64カ村の血税一揆や農民の徴兵忌避行為（美作、備中、備後各地）などがあげられる⁽⁷⁾。公害反対にかかわる住民運動では、岡山県下でもすでに明治4年北条県への建白にまで発展した高梁川上流・下流民の金穴闘争⁽⁸⁾（現真庭郡）、片上湾の柵原銅山の鉱水問題、瀬戸内犬島の煙害問題や、日比（現玉野市）の精練所の煙害問題と住民の県への建白書提出などの住民運動の歴史が明治大正期あるいはそれ以前からも存在している。

これらを、住民運動史としてどのように位置づけるかについては、別稿を用意しなければならないが、岡山県で農村部ならびに都市部を中心に運動がいままでの「孤立型」から漸次「組織的」な形態へと移行し始めるのは、日露戦争前後から第一次大戦後にかけてである。農村での小作争議と都市部を中心とした岡山市の尿尿問題（明治35年1月～39年4月）をはじめとする都市における住民の闘争がみられた。1918（大正7）年7月の富山県魚津町にはじまる米騒動は、8月岡山県下にも波及し、県北津山町辺より、県南の倉敷、岡山、笠岡辺にも及ぶ運動となった。米騒動の後半期に入ると、当初暴動の形態をとつた運動は、米価引下げ、賃上げを要求する労働者の組織的ストライキに漸次移行していることが注意される。米騒動も都市問題の一種の変形といえよう。

第一次大戦前後からの地域住民運動の性格を検討してみると、帝国主義政策下、さらには全般的危機下における階級運動の組織化、運動の昂まりと並行しつつ、「住民運動」が新たな展開をみせることである。第一次大戦をけいきとする資本蓄積、都市化の中での、いわゆる大正デモクラシー時代における様々な階級＝階層の運動が生起したが、この中で、地方財政改革問題にかかわるものとしては、租税闘争としての営業税廃止要求を中心とする廃税運動⁽¹⁰⁾がとくに1914年1～2月全国的に展開されたことが特筆されよう。衆議院でシーメンス事件が政治問題化した翌月の1914（大正3）年2月1日、岡山県下各地でも営業税撤廃運動が起っている。岡山市内では、大福座で営業税撤廃市民大会を開き600名が参集、廃税期成同盟を結成している。同盟会の結成は引きつづき、津山・矢掛・倉敷と全県にひろがっている⁽¹¹⁾。こういった廃税期成同盟会の性格をみると、様々な業種のいわば

非特権的な小営業層が租税の減免を要求して地域的に結集する運動であり、一つの住民運動としての性格を有していたものといえよう。

日露戦争後から第一次大戦時にいたるまでの上述したような運動は、米騒動を境にして、都市雑業層などをかかえてしばしば暴動化した運動が、大戦後とりわけ1920年代に顕在化する無産諸政党の組織する地方自治要求の住民運動へと転化をとげ、またその主導のもとで組織化をみていることである。筆者はかつて、この側面を、中央での無産諸政党の流れの中での地方無産政党の都市政策ということで若干検討した。とりわけそれを地方無産政党の活動として岡山県下についてこれを運動の特徴的な面に限ってのべれば、

第(1)に、営業税並びに雑種税の撤廃運動を、無産政党の主催のもとに展開しているが、とりわけ悪税の声高かった車税のうちの県税自転車税と同市町村付加税撤廃の運動（佐藤富三郎を会長とする自転車税廃止期成同盟会の活動）は注目すべき点である。

第(2)に、電灯料5割減額、ガス、水道料値下げ運動を各町村自治体中心にすすめている。

第(3)に、家賃3割値下げ、敷金制度撤廃などをかかげた借家人運動がみられる。

第(4)に、無産政党の主導による地方行財政改革・地方自治運動としての岡山市政刷新同盟（1929=昭和4年9月1日）の運動が注目をひく。

第(5)に、旭川改修問題ほか都市計画問題に対する市民、無産政党からの発言がみられる。

第(6)に、農民小作者の運動とのからみ合いなどの諸点を指摘できることであった。

とりわけ、4番目の岡山市政刷新同盟の活動は、無産者、小市民をまきこむ「下からの」地方財政改革、地方自治要求、地方財政民主主義の要求運動としても注目すべき性格を有しており、以上の趣旨をふまえて検討してみたい。

註

- (1) 部落解放運動（水平運動）も、運動の拠点を特定地域住民におく限りでは、住民運動の一形態とも考えられる。
- (2) 大江志乃夫「住民運動の歴史」、日本科学者会議編『新しい都市づくりを求めて』、新日本出版社、昭和47年所収、53ページ。
- (3) 宮本憲一教授が、現代的貧困としての地域問題をあげられ、「現代的貧困は従来のような職場内の労働運動で解決せず、生活の場での自治体運動あるいは住民運動で解

決せねばならぬ…革新政党は、……住民運動において、その力量をとわれることになった」(同氏『地域開発はこれでよいか』岩波新書、昭和48年、18ページ)とされている点については、なお労働運動との関連での検討を残してはいるが同感である。

- (4) 大江氏は、大正デモクラシー運動のひとつの側面をかたちづかった商工業者の運動である営業税撤廃運動を市民運動とし、これと区別して、地域住民運動をとらえておられる(同上84ページ)が、私は営業税撤廃運動も地域住民運動の一形態に包摂されてもよいのではないかと考えている。
- (5) 下津井事件とこれに関連して発生した倉敷騒動については、郷土史家による渡辺知水編『倉敷浅尾騒動史』(大正8年)、角田直一、『倉敷浅尾騒動記』(昭和39年)、本域温、『備中騒動記』(慶応2年)、『倉敷市史』の叙述などがある。またこの分析については、内藤正中、『藩政改革の社会的基盤—備中天領倉敷村—』、『藩政改革の研究』所収、中村哲、『幕末の倉敷知識人たち』(大原社会問題研究所、資料室報 No. 173、1971年6月、同、倉敷文化連盟「倉敷春秋」、1972年1月号以下)がある。前掲論文で大江氏は、倉敷の村方騒動を、新興の豪農層たる新緑派による古録派の村役人のリコール→村役人の公選制度実現として、地域住民運動のひとつの代表的な「原型」の事例にあげているが、さらにこの角度からの検討が必要とされよう。
- (6) 部落解放同盟岡山県連合会、『岡山県水平運動史』昭和48年、13—14ページ。柴田一、『渋染一揆論』、八木書店、昭和46年。
- (7) 内藤正中『自由民権運動の研究』青木書店、290ページ。自由民権運動の成立を与えたのは、各地における広範な地方自治要求を中心とした住民運動ともいえるもので、1875(明治8)年以降の公選民会設置要求、任命制であった戸長の公選制を要求する運動、租税闘争では、地租改正反対運動、1880(明治13)年の政府が制定し事実上の増税を意味した備荒儲蓄法への反対運動などが、県議会闘争と住民運動との結合という形で起っている(たとえば大石嘉一郎、『日本地方財政史序説』参照)。岡山県美作では、地租軽減—経費節減の主張、とくに地方税規則と営業雑種規則の改正の反対、正当な手続きをふまずして賦課された協議費負担の増額に対する不払いなどの住居負担軽減要求、府県会規則の改正要求などがあった(内藤、前掲書)。
- (8) 1873(明治6)年5月に起った通称「血税一揆」は美作12郡の全域64カ村の数万の農民の運動となり、北条県庁への10項目の要求をかかげて打ちこわし、放火、殺傷事件をひき起こした。

- (9) 日比の杉山製銅所の「煙毒被害」にともなう補償と操業の規制を内容とする地区住民と工場との契約書が明治27年11月にかわされ、また、明治44年9月には、日比の高尾周三郎を代表として「製煉業許可取消ノ義ニ付建白書」というものを、時の岡山県知事大山綱昌宛に提出している（『玉野市史』、昭和45年、572—3ページ）。
- (10) たとえば江口圭一「1914年の廃税運動」、井上清編『大正期の政治と社会』、昭和44年、所収。
- (11) 『岡山県労働運動史』、昭和39年、84ページ。
- (12) 日露戦争後、商業会議所などが経費節減・悪税廃止などをかかげて、営業税（国、地方）、通行税、織物消費税、塩専売などの廃減税運動を全国的に展開してきたが、この運動の主力が、商業会議所とこれよりやや下層の中小資本家・零細業者一たとえばいわゆる非特権的資本ないしは非財閥系資本といわれる織物業、酒造業、製糸業など一の利害を代表した実業組合とか同業組合レベルにあったことが注意される。大正デモクラシー運動における租税闘争の中でいわゆる非特権的ブルジョアジーの役割を評価する考え方については、たとえば、江口圭一ほか、「大正デモクラシー」シンポジウム、『日本歴史』、20、学生社、昭和44年、75—80ページ参照。
- (13) 農村から排出された過剰人口の都市への流入にともなう都市貧民層は、人力車夫、工場入夫、土建人足、家内労働、さらには車力^{しやりき}（荷車ひき）、屑ひろい、流しの芸人や流しの職人、その他の階層をふくめたいわゆる雑業層という概念で呼ばれている（たとえば隅谷三喜男『日本の労働問題』、東大出版会、1973年版、77ページ）が、こういった階層は、1905年9月の日比谷焼打ち事件、東京市電、名古屋市電値下げ市民大会などに不満を爆発させている（前掲、大江、77ページ）。
- (14) 拙稿、「無産政党と都市政策」、『経済学会雑誌』第3巻第3・4号、昭和46年。

2. 岡山「市刷」結成の背景

岡山市政刷新同盟（通称「市刷」、以下このように呼ぶ）が結成されたのは、1929（昭和4）年9月1日であるが、第一次大戦前後から金融恐慌をへてこの時期にいたる時期の岡山県下での民衆運動、いわば広義の住民運動の動きをまずみておこう。昭和4年のこの時期は、翌昭和5年1月に民政党浜口内閣が金解禁を断行したその前夜であり、大戦後の

恐慌とつづく不況下産業界の合理化政策、教員給与の遅払いなど、農民、中小業者、公務員などは生活の根底から窮乏を強いられていた時期であった。⁽¹⁶⁾岡山県下の社会運動は、米騒動につづいて、1921（大正10）年5月1日岡山市で最初のメーデーが行なわれ、1923（大正12）年5月10日、岡山県水平社創立大会（中央委員長三木静次郎）が開催されている。農民運動では1921年12月児島郡興除村、前後8年にわたる藤田村農場の小作争議が起きている。翌1922年には邑久郡行幸村、上道郡財田村神下、金田村、赤磐郡石生・豊田村の小作争議が起っており、県下の農民運動は第2の昂揚期を迎える時期であった。

こういった動きの中で、1925（大正14）年12月6日、岡山市医師会館で岡山県無産者団体協議会が、日本労働組合評議会中国地方評議会、日本農民組合岡山県連合会、政治研究会岡山支部、日本労働総同盟玉造船労働組合、中国労働組合連合会、岡山県水平社、岡山県無産青年同盟岡山県連合会の7団体によって結成されている。⁽¹⁷⁾この団体は、借地借家人組合設置等をスローガンにかかげ、家賃3割値下げなどの借家人運動を包含するものである点はすでに前節でみた通りであった。第1回普選の行なわれる前の1927（昭和2）年5月には大衆教育同盟岡山支部（元政治研究会）はじめ、5団体、5,547名を擁し、本部を岡山市七軒町におき常任委員長橋本朝一郎、佐々木銀一、長田安太、中原健次、中島勇、八田茂、森末鼎、正司春市などが名前を連ねていた。⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾

1928年2月20日の第1回普通選挙による衆議員選挙の結果、全国では無産政党出身者89名の候補者を立て、激しい選挙干渉にもかかわらず労働農民党の山本宣治代議士（昭和4年3月5日治安維持法改悪反対を叫んで右翼に殺さる）ら8名の代表を議会に送りえたことはわが国議会史上画期的な事件だったといつてよい。岡山県下では、普通選挙に対する市民の関心を昂めるための活動が無産政党のリーダー達によって行なわれているが、たとえば、1927年5月5日、岡山市東山偕楽園で普選教導のための擬国会を催し、佐藤富三郎（関西中学校長）が総理大臣席につき、政党员・新聞記者等が議員となって論争を展開したりしている。⁽²⁰⁾普選最初の県会議員選挙は、同年9月22日行なわれ、政友会が絶対多数を占めた。⁽²¹⁾

1928（昭和3）年2月27日共産党関西地方委員冬野武夫来岡し、長門操・吉田富造ら入党し中国地方に最初の党組織をつくったとされるが、⁽²²⁾同3月15日のいわゆる3・15事件の大弾圧の結果長門操（当時六高生）らはとらえられている。⁽²³⁾翌4月10日には、労働農民党、無産青年同盟、日本労働組合評議会の三団体が、当時の田中義一政友会内閣により、結社禁止となり解体命令が出されている。この三団体が、当時としては最も戦闘的な団体

であった。その直後、労働農民党の再建運動が始まったが、当局の弾圧により困難をきわめ、年末の1928年12月22日労働者農民党の結成大会を開いたが、即日解散された。時あたかも全国レベルでは、共産党は労働者農民党の結社禁止を機に、非法法下、政治的自由獲得労農同盟全国準備会に移行し（岡山から宮向国平が参加）、名称を変えて、労働農民党の精神をはぐくもうとしたのであった。

翌1929（昭和4）年には、当局による弾圧の嵐は頂点に達し、時あたかも、4月16日には、3・15に次ぐ4・16の全国的な共産党員検挙（3・15とあわせて第2次共産党事件とよぶ）があいついだ。3・15事件後下獄した吉田雅男は、同年9月東京から帰岡した守屋典郎、神山茂夫らと岡山で政治的自由獲得労農同盟、全協の組織づくりを始めたが、守屋が帰京、つづいて神山も岡山を去り、思いがけなく吉田雅男が「第2無産者新聞」60部を配布したという理由だけで再逮捕・起訴され刑務所に数年拘禁されたり（出獄後まもなく死亡）して立ち消えとなっている。とりわけ守屋典郎は全協中央と連絡をとり、岡山での全協組織化への指導につとめている。⁽²⁴⁾三団体の解体後の連絡協議会としては、前述の無産団体協議会（本部事務所内山下）が、無産者のあらゆる組織から代表を合法・非法を問わず出し、非公然に懇談し、具体的な運動をすすめようとしていた頃であった。⁽²⁵⁾

折しも、普選後最初の地方選挙たる岡山市議会議員選挙が同年7月6日行なわれ、無産団体協議会から誰かを市会に送ろうということが決まり、6月に会合して協議会推薦候補として中原健次氏が立候補し、300票以上を獲得して当選、無産派最初の市会議員となったことは、それ以前の地主有産者議員、制限選挙などの実態からして特筆すべき地方自治上の事件だったといつてよからう。

中原健次の岡山市議会議員の当選にもかかわらず、新党の創立準備会は解散を命じられ、後楯になる団体がないところから、一時的暫定的なカンパニヤとして岡山市政刷新同盟（通称「市刷」）といういわば住民組織（市民組織）が、1929（昭和4）年9月1日結成をみたのである。この前後、同年5月8日、日本大衆党岡山支部が内山下禁酒会館で発会式をあげ（幹事長若狭幸蔵）、6月には、笠岡町会選挙に社会民衆党が岡田勘一、安那浚二を公認し両名とも当選させている。⁽²⁶⁾

いま、岡山県におけるいわば大正デモクラシー時代の無産運動の全国的位置を内務省警保局資料（三一書房）付表によってみる。1929（昭和4）年10月末の内務省警保局の調べによる「社会主義団体其ノ他思想団体調査表」は、第1表の通りである。ここで当局側のいうところの共産主義的団体というばあい、根拠が明確とはいえないものだが、社会民衆

第1表 社会主義団体其ノ他思想調査表 (昭和4年10月末現在)

地区名	共 産 主 義		無 政 府 主 義		そ の 他		計	
	団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数	団 体 数	会 員 数
東 京	54	7,810	22	1,341	30	4,493	106	13,644
大 阪	17	490	18	193	—	—	35	683
岡 山	3	5,298	3	19	—	—	6	5,317
広 島	3	41	5	21	—	—	8	62
.....	...	...	...	...	...	...	...	...
総合計	245	16,320	67	1,825	63	7,121	375	25,266

注) 内務省警保局, 『社会運動の状況』1. 付表による。

党, 日本大衆党, 労農党各岡山支部の三団体を指していたとみられる。⁽²⁷⁾ 会員数で東京が7,810人, 大阪490人に対し, 岡山は実に5,298人にも達し, 全国合計16,320人の32.5%を占め, 岡山県の無産運動が当局側の資料を通じてみてもかなりの比重を占めていたことが分るのである。無政府主義者をふくむその他を入れて全国25,266人のうちの5,317人で21%を占めている。とくに関西地方での社会運動に占める岡山県の比重はかなり高かったといわねばならない。社会民衆党1支部40人, 支持団体会員12人, 日本大衆党連合会1, 支部2で92人, 支持団体会員1,522人, 労農党支部準備会1, 党员50人, 支持団体会員250人となっている。ほかに無産青年新聞岡山90部(全国3,525部, 昭和4年8月末)となっている。

こういった岡山県無産運動の中で, 当時の岡山市をとりまく地方自治の状況をみよう。1889(明治22)年6月1日, 前年の市町村制の実施につづいて市制を施行した岡山市(初代市長花房端連)は, 1920(大正9)年10月1日の第1回国勢調査で94,585人, 5年後の1925(大正14)年で124,521人, 第3回の1930(昭和5)年で139,222人, 1935(昭和10)年で166,144人とこの時期に著しく人口膨張をみせたのは, 人口の自然増や都市化による社会増とあわせ, この時期に周辺農村地区の編入合併による市域の拡張をみただからであつた。⁽²⁸⁾

1929(昭和4)年9月, いわゆる「市刷」の活動がはじまった時期の岡山市長は, 第11代の守屋松之助市長の時代であり, 同市長は, 第10代窪谷市長のあとをついで昭和4年2月25日から昭和7年12月12日まで市長を一期つとめ, さらに第12代の市長としても, 昭和8年3月16日から同年8月2日辞任するまで市政を担当している。(その間約1年4カ月

が市長不在期間となっている）。

守屋市長時代の岡山市政をみると、金融恐慌後の小銀行合同などの動きの中で、第(1)に大原系の中心金融機関たる第一合同銀行（現中国銀行）と山陽銀行との信託銀行認可問題や、とくに第一合同銀行と関連した岡山市金庫問題にかかわっての市会議員の汚職事件があった。⁽³⁰⁾第(2)に、守屋新市長誕生が難産であり、決議投票で48票のうち21票で決まったことにみられる議員間のいわば泥試合ともみられる対立は、大きくいえば、当時の中央の二大支配政党対立の地域版でもあり、市議会内の守屋松之助派（憲政会）対伊賀良一派（政友会）の対立でもあった。その背景には、前述した地方銀行の利害、旭川改修問題にみられる都市計画事業をめぐる⁽³¹⁾の対立、市営電鉄敷設問題など議員に代表される様々な利害と情実がからんでいたものとみられる。こういった中で、岡山市議会の動きには、市民からもかなりの批判の声が生まれ、市民の間にも輿論に訴へ議員の覚醒を促す「市会浄化運動」も⁽³²⁾起りつつあった。

以上のような背景の中で、無産者を母体とする岡山市政刷新同盟の動きが市民の中に基盤をおいて大衆活動を展開したのである。

註

- (16) 当時の山陽新報を見ると、金解禁断行への小地主をふくむ零細農民や、蚕糸業者、繊維関係、中小業者などを中心とした地場産業界の解禁にともなう産業合理化、不況への不安がつよく出されていた。
- (17) 『岡山県労働運動史』、107ページ。
- (18) 前掲、拙稿参照。なお、内務省警保局編『社会運動の状況』Ⅰ、（昭和2～4年）によってみると、借家人運動は大正10年（1921年）4月「借家人同盟」を濫觴とし、岡山県下では、社会主義系団体として、岡山市の借家人同盟（中心人物、板野啓次郎、佐々木銀一）が「社民系人物ニ依り上記同盟ヲ組織スベク策動中」、笠岡町の笠岡借家人組合（中心人物安那俊二）が、「12月21日社民党系分子ヲ以テ組織セラル」とされ、家賃3割以上値下げを要求としてかかっていた（同1027ページ）とある。一方非社会主義系団体として、岡山市に一つ、倉敷市に二つ、津江市に一つ動きあり、家賃3割値下を要求し、「末タ組合ヲ組織セサルモ、……借家料値下運動ヲ為スヘク演説会ヲ開催、輿論喚起ニ努メツアリ」（同1032ページ）と記している。
- (19) 『岡山県労働運動史』、118ページ。なお幹部には労働農民党の影響が強かった。

- (20) , (21) 同上112—113ページ。
- (22) 板野勝次「党の旗の下に」(岡山民報)、『岡山県労働運動史資料』上巻 342 ページには2月13日とある。
- (23) 3.15では評議会橋本朝一郎, 日農県連常任委員, 難波孝夫, 岡山県水平社本部委員長(上道郡財田町)の三木静次郎, 労農党岡山支部長, 貞頼卓男, エス語青年同盟幹部大栗清実(医大生), 磯崎巖ら多数が検束を受け, 3月26日, 六高生, 長門操ほか数名, 帝大生守屋典郎らが検束を受け, 労農党岡山支部津下臣太郎らの家宅捜査が行われた。
- (24) 板野, 前掲, 48年5月13日号。なお, 守屋が岡山を去ってからの全協組織は青井憲一(中国民報に入りのち解雇さる), 小郷, 松崎, 岡田らによって支部発足が非公然にはかられていた(板野, 前掲, 48年6月3日号)。
- (25) これらは, 弾圧の激しさと戦火によって資料が存在しない。この無産団体協議会の当時の幹部には, 三田村四郎, 鍋山貞親, 中村義臣などの名前が旅館の宿帖に残っていたが, 内山下の事務所, 武士館などが岡山市の戦火で焼け, 現在禁酒会館と旅館の一部だけがその面影をとどめているにすぎない(中原健次氏の話)。
- (26) 1929(昭和4)年10月末現在の警保局資料による日本大衆党岡山県支部連合会(若狭幸義)の党員数は92名, うち上道郡支部(支部長河本重吉)50名, 浅口郡支部(支部長戸川竹次郎)25名, 直属17名となっている。なお, 社会民衆党岡山第一支部は40名で支部長三好藤八であった。これらはいわば右派の流れに当るものである。
- (27) 警保局側では, 岡山県のばあい社会民衆党, 日本大衆党などの全国的には社会民主体義的な無産政党とみられているものまでも共産主義的団体としてマークしていたことが注意される。また日本大衆党と社会民衆党とでは若干性格が異なっていた。
- (28) 『岡山市史』政治篇, 昭和39年, 502ページ。
- (29) 守屋松之助市長(守屋典郎氏の実父)は, 昭和10年広島県深津村(現福山市)に生まれ, 岡山県小田郡矢掛町の守屋家に入り, 東京常盤松高等農学校(東京農業大学の前身)を終えて, 帰岡して矢掛町長になり, 大正8年岡山県会議員に当選, 同13年立憲農本党を組織して常任幹事に, 翌14年には憲政会(のち民政党)岡山県支部長に推されている。実業界でも合同貯蓄銀行はじめ岡山染織整理株式会社などいくつかの有力会社の重役をかねた人であった。なお当時の市議会議長は横山晃太(昭和4.7.22—同8.7.5, 昭和26年第19代市長となる)であり, 市助役は金子藤一郎(昭和4.4.1—

同7.12.9)であった(前掲、『岡山市史』, 473ページ)。なお矢掛町長時代には部落財産を統一した「名町長」でもあったといわれる(友雪会編『守屋松之助』, 昭和28年, J22-3ページ)。

- (30) 佐藤富三郎(当時関西中学校校長) 主宰による『ミカド評論』昭和4年3月号には、「守屋新市長を迎ふ」, 天岳生なるペンネームで、「ここに注意しなければならないことは、守屋市長就任が市民の上に一の暗影を投じたことである。……嘗て市金庫問題を中心として起った市会議員の贖職事件は、その原因を大原系の中心機関たる第一合同銀行を中心にして巻き起った旋風であった。十数名の市会議員が囹圄につながれ、大多数のものが公民権までも奪われたと云う。この事件は、岡山市政史に大なる汚点を印したものであった。かかる大原閥を背景の如く解釈される守屋氏は、就任後に於て若しその道を誤るが如く事あらんか……この点、守屋氏を始め、氏を擁護しているグループは十分の注意を要すると思う」と警告している。

- (31) 岡山市の都計事業の一つ旭川改修問題は、守屋市長派、つまり政党的に言えば憲政会派が現在の水流に従って改修する計画を立て、反市長派、政党的に言えば政友会派は、百間川を本流とする案を立てて対抗したが、昭和9年の岡山市の洪水後、結局前者案を基調に改修を行なっている。(前掲、『守屋松之助』, 134ページ)。

前掲『ミカド評論』には、岡山の都計について愚太楼名で数回にわたり論評し、百間川を本流とする設計案は、「岡山市さえよくなればいい」とする、都市のために農村を犠牲とする案だ(同, 昭和2年8月号ほか)とのべて反対している。百間川を本流とする案が沿岸農民にとって死活の問題であり、日本大衆党上道郡支部が守屋新岡山市長に旭川改修変更の決議文を手渡していることはすでにみたところである(前掲, 拙稿参照)。またその後1934(昭和9)年、岡山地方無産団体協議会が「勤労大衆より見たる旭川改修再検討」なるパンフレットを発行し、その設計の杜撰なこと、改修施行が地主本位であることを指摘した。1936(昭和11)年2月農民は百間川耕作者同盟を結成している。

- (32) 大阪朝日新聞岡山版, 昭和4年2月1日号。

3. 「市刷」の組織と活動内容

以上のような背景のもとで生まれた岡山市政刷新同盟(通称「市刷」)は、前述のよう

な非公然の岡山県無産団体協議会を母体にして生まれた、いわば市政カンパニーとしての「住民組織」であった。書記局の構成をみると、執行委員長津下臣太郎、書記長角南良三、書記に松本薫、塩田寅雄、石堂松次（一時期）らがいり、ほかに執行執員が10人ばかりおり、幹部14～5名で構成されていた。市会議員中原健次は顧問格となっている。津下臣太郎は内山下で歯科医をしていた市民で、熱心な社会主義者であり、角南良三は岡山市の魚市場で経理事務（いわゆる「帖づけ」）をしており、中原健次の支持者の一人であった、とみられる。「市刷」に組織されていた会員はほぼどのていどいたか。ちなみに前述の警保局の調査資料でみると、1932（昭和7）年現在で中原健次を代表とし115名となっている。⁽³³⁾ 会員制で大体120～130名ていどいたといわれるのでこれはほぼ妥当な数字といえよう。

この「市刷」組織は、幹部をほとんど無産政党関係の活動家によって占めていたとみられるが、そこに結集する幹部ならびに市民活動家の出身階層を検討しその特徴をみよう。⁽³⁴⁾

第(1)に、無産団体協議会に集まる各種無産団体幹部員が、非公然、公然を問わず様々な形で出入りしていたことである。とくに3・15や4・16で検束を受けた活動家や六高生、医大生をふくむ全協関係の活動家、日本大衆党、元大衆教育同盟、元労農党などの幹部活動家がいた。

第(2)に、魚市場関係、魚屋、馬車ひき、漬物屋、八百屋などの小売商、料理屋、旅館の主人、歯医者などいわゆる「雑業層」といわれる階層をふくむかなり広範な市民を結集しえたことである。

第(3)に、文化運動家、宗教家、演劇人、六高生・医大生などの学生をふくむ文化人・インテリ層の支援があった。

第(4)に、農民運動家との関連については、岡山市の各地の代表が参加し、また旭東四郡といわれる上道郡雄神（山上武雄）、和気郡神根^{こうね}、赤磐郡、邑久郡西大寺（家野猛之）など農民運動の根拠地でのそれぞれの農民運動指導者も、こういった「市刷」の活動に多かれ少かれ周辺部から協力していたことが注目される。

第(5)に、製材工、運送業労働者（ナカセ）など現場関係をふくむ労働者、労働組合幹部、部落解放運動家幹部などの協力がえられた。

など、かなり広範な階層をとらえた市民運動をなしていた。

ところで「市刷」はどのようなスローガンをかけ、どのような運動をしたのか。

いま、大阪朝日新聞岡山版によって、この同盟の記事をみると、1929（昭和4）年9月

3日付の同紙は次のように報じている。即ち、

「岡山市市政刷新同盟創立大会は、1日午後6時から内山下医師会館に開き出席者約200名、森川虎平氏議長となり中原市議その他の祝辞諸般の報告について議事に入り名称を岡山市政刷新同盟とし綱領政策を決定し規約制定の後自転車、人力車、荷馬車税附加税、特別所得税、小学校授業料各撤廃要求の件、旭川改修無期延期の件、都市計画無期延期の件、市下級吏員、従業員ならびに入夫整理反対の件などを可決し役員選挙の結果実行委員に森新一氏ほか11名を挙げ10時半散会した」

とある。

つづいて、同9月7日の同紙の紙面には、

「市役所への陳情については、過般創立された岡山市政刷新同盟の代表者7名は6日市役所に金子助役を訪ひ創立大会における決議たる自転車、荷車、人力車、荷馬車税附加税並に都市計画特別市税の撤廃、小学校授業料廃止、都市計画旭川改修事業の無期延期、特別所得税撤廃に関しこれが即時実行方を陳情した」

と記されている。

これらを要約的にのべれば、「市刷」の要求項目は、

第(1)に、まず租税闘争としての市税廃減税要求であり、市の自転車税、荷車税などの減税、都市計画特別市税の撤廃、特別所得税の撤廃要求がある。とりわけ県税雑種税としての自転車税、荷車税などに対し市の付加税はきわめて高く、一倍半もとられ、本体よりも税の方が高くこれをまけろというのであった。

第(2)に、市長の交際費を止めろというのである。当時の市会はずでに前述した市金庫問題などを通じ市会議員の汚職もしばしばみられたが、とくに議員視察の乱発があげられた。調査というよりも物見遊山の乱発が多く、とくに満州視察旅行がはやり、昭和6年市会議員20名による満州関東軍の慰問旅行の提案がみられたが「市刷」はこれに反対した。また新議員には市長からの招待状による一流料亭（新花月など）での宴会が催されることになっていたが、こういった視察旅行や宴会政治に対し「市刷」はつよい反対を表明している。

第(3)に上記に関連して大正デモクラシー運動の一環ともいうべき「市長公選論」を主張している。これは、当時の地方首長選挙のうち県知事は内務大臣の任命により、また市長は市会議員が選出するところの複選制であったため市長交際費が多くなる。これを市民の直接選挙で選べというのである。この主張を無産政党代表の中原健次氏が市議会でも市刷の

運動を背景に主張している。

第(4)にこれに関連して市参事会（秘密会）を公開せよと要請した。

第(5)に無料の市民病院を建てよとする市民病院建設の請願運動をおこしている。いわば医療公営論である。当時岡山市番町天瀬に診療所があったが、入院できる施設がなく県下に市民病院はなかった。これを議会で発言したが⁽³⁵⁾39：1で反対が強かった。そこで市民運動をおこし岡山市17万人の市民の中へ入っていき、旧市街市中をとわず36会場をすみからすみまで市政刷新同盟の弁士達によって運動をおこして歩いている。そして会場を市民大会に切りかえたばあいもあった。中原氏がこれを市会で発言してから2年位でやっている。1932（昭和7年）年の冬の市議会でもう一度提起したが、傍聴席には市民がいっぱいで入りきれず、反対の議論も出なくなり、ついに議会も賛成し建設をみている。

第(6)に無料托児所の設置要求、小学校授業料廃止要求。市長の俸給を減額。水道料の値下げ。⁽³⁶⁾

第(7)に都市計画旭川改修事業の変更と無期延期要求。

第(8)に三村編入合併問題にかかわる市議会の汚職問題のてき発があげられる。三村というのは御津郡、上道郡の福浜、宇野、平井、の三村の岡山市への編入問題であったが、これにからまって三幡軽便売収問題が起きた。売収問題に連座して市会議員13人（いわゆる編笠議員）がワイロをもらって警察に連行された事件がある。その参考人として守屋市長も呼ばれた。1932（昭和7）年頃であった。

その他、土地買収問題（岡山駅前）があり、市電値上げ反対、屎尿汲取手数料金撤廃などもかかげられていた。⁽³⁷⁾

以上みたように、守屋市政の市会議員のかくされた暗い面を「暗黒政治」と呼んで市民の前にバクロしていきながら、いわば地方自治＝岡山市政を住民の前に公開していく運動だったといえよう。たとえば、岡山駅前の道路を市会議員が土地買い占めをやって利権をえているのをバクロしていくと、市の交際費バクロなどは市民の感性に訴える直接的な話題だったともいえよう。⁽³⁸⁾

「市刷」は、岡山市の都市計画の強行が特権階級や特定の市会議員の利益によって行なわれていたことに反対して市民運動を展開していたわけであるが、この守屋市政時代、数回にわたり一般市民を動員して市議会を占領し、森川寅平を議長に市民協議会を開いたことがある。魚市場や様々な勤労市民や農民は耕作器具をかついで市会に押しかけ、100名以上が集まって模擬市議会を開いたりしている。⁽³⁹⁾特権的な市会議員の動きに反対する市民

大衆の力が「市刷」を通じて一つの盛り上がりを見せる運動となったことを示すでき事であったといえよう。一般市民の組織であり運動でもあったため、治安当局も大っぴらな弾圧はできなかったであろう。

市刷顧問中原健次らは、一方では組合活動も行なっていたが、1931（昭和6）年、岡山合同労組を脱退した中原らが岡山労働者組合（通称岡労、委員長中原健次、書記長中野円太郎、執行委員塩田寅雄、松本薫、森川寅平、橋本一郎、真砂義男、木田武雄ほか）を結成した。1935（昭和10）年1月岡労は荷馬車・砂利・靴工・倉敷一般（のち同年12月倉敷合同労組として独立）の各労働組合と合同して岡山地方労働組合を結成している。一方演劇運動としてプロキノの運動が盛んであった。「市刷」の運動家たちは岡労、岡地労や、演劇運動などに漸次転身し、「市刷」も昭和8年頃までで自然消滅するに至っている。

註

(33) 内務省警保局、『社会運動の状況』4、三一書房、昭和46年。なお、「市刷」の財政は、聴衆からとった10銭でいどの入場料が有力な財源であった。

(34) 「市刷」の第一期執行委員長は、津下臣太郎、書記長角南良三であり、書記局に松本薫、塩田寅雄がいた。第二期の執行委員長は佐藤豊之助であった。第三期執行委員長森川寅平、書記長塩田寅雄までつづいている。書記局以外の執行委員、活動家には、西田定一、田中五十治、魚田金二郎、森新一、祇園明泉、犬飼三郎、赤木覚太郎、野田照太、中野円太郎、大東末義、森川寅平（創立大会議長）、宇野博文、西武、瀬崎武二、木田武雄、橋本一郎、橋本伝三郎、佐々木近治、石岡鶴吉、後藤健太郎、藤井健次郎らがいた。こういった書記局、執行委員、活動家の出身階層を職業別にみると、魚市場経理（帖づけ）、魚の小売関係5、漬物屋1、八百屋1、料理店1、歯科医、同技工師各1、文化運動家1、無職2（うち一名はかまぼこ屋出身）、靴修理数名、瓦屋1、農民運動家3、尚馬車ひき3、ナカセ（運送業）1、宗教家2、新聞業1、消費組合、水平社関係各数名、などとなって多様な階層を包含し、大衆の性格をもった組織であった。また、岡山市以外の農民運動家（山上武雄、山上君江、河本重吉）、県会議員で関西中学校長の佐藤富三郎（ミカド評論主宰）、関中教員エスペラントの岡一太（社会主義評論を書く）、六高生長門操ほか、倉敷市会議員辻孝平（仏教青年連盟）、医師数名、水平社関係倉本虎一らも何らかの形で運動の周辺にあって協力している。書記局では松本薫がプランをねり、塩田寅雄らが実施、執行委員以外でも具体的な行動を援護し、ピラを書いたり、はり紙したりする第2グループも

あったといわれる。

(35) このような無産議員からの主張に対する反対議員は、40名中39名にのぼり、中原氏一人が主張するところとなっていた。当時の中国民報は、中原健次のニックネームを「39対1」という名前で呼んだほどである。

(36) 1930（昭和5）年3月12日付大阪朝日（岡山版）は、3月10日夜、岡山市大福座で、「市刷」主催の市政批判演説会が中途から市民大会に変わり、(1)市長の俸給7千円を5千円に減額要求、(2)上水道使用料金の実質的値下断行、(3)託児所増設、などを決議して終ったと報じている。同21日にも岡山劇場で市政批判演説会があることなどを報じている。また、その後1931（昭和6）年5月20日付の同朝日には、岡山市政刷新同盟から森川寅平氏ほか8名が19日、市役所に守屋市長を訪ひ、市内無産者のための三つの陳情をしている。すなわち、

1. 尿管尿取手数料金の撤廃
2. 失業者に無料食券、無料宿泊券、無料診療券の発行、無料住宅建設貸与
3. 市営実費診療所の往診制度及び入院室の増設、無料託児所の増設

以上三件につき陳情するところあり、次の市会に提案することになった、とある。

(37) 「市刷」の大衆活動は、市民を集めて市政批判の演説会を主としてやり、大体幹部5～6名が弁士として立った。演説会のさいごは、市会議員「市刷」顧問の中原健次の市政報告、市の予算分析を行ない終って市民との懇談や座談会をしている。その市民の声を市政に反映すべく努力した。様々な階層の市民が聴衆にきたが、市会議員も5～6名は来ていたといわれる（中原健次氏の話）。「市刷」の演説会場には、小会場で、社寺や宗教団体の集会場、各町の公会堂、個人市民の家が用いられ、36カ所ほどあった。たとえば春日神社、伊勢の宮、番町のお寺、キリスト教教会所、天理教教会所（元上伊福）、黒住教（元中山下）、金光教（元下石井新町）、日切り地藏（大雲寺）など宗教団体も大体において会場を提供している。網の浜、森下町の金光教と畳屋、三門、大供の神社（当時の市会議員高須大憲の家）、山本裁縫学校など個人の家、会員市民の家も借りて行なっている。大会場で入場料10銭でいどをとり、市民はこれを払って入ってくる。20～30名でいどから大会場で2～300名に達し、しばしば会場溢れ後の人は立って聞いていることもあった。大会場として岡山市公会堂、岡山劇場、柳川座、高砂座、千歳座、大福座などを借りている。当時憲政会民政党、政友会なども演説会をやっており、こういった支配政党は、岡山劇場とか市公会堂など主

要な所でしか開催しなかった。無産政党的演説会や、「市刷」の演説会は、中央より一流の弁士が来岡したときに大会場でやったていどであり、ほとんどこういった市民の個人の家や、宗教団体、町の公会堂などが小会場として用いられたのであった。これは「市刷」が市民の中へ入っていき、市民と直接結びつく運動の性格としてはきわめて有効であったといえよう。日常要求の中で時に戦争問題を取り上げることもあった。

- (38) 中原健次氏は当時を回想して次のようにのべておられる。「岡山その当時の市政の傾向として、岡山の大都市計画の強行があったわけです。大都市計画の中にまげられた利益があり、それにまぎれこんで市会議員なり特権階級がいいことをしてあった。それを課題にして市民運動にしたわけです。市民を動員して市議会の議場を占領した。市長が守屋松之助という人だったが、市長さんをつかまえていじめようとすると市長は逃げてしまった。その時は助役がいなかったと私は思います。そこで文書課長の守安という人がおって……。それを引張り出して、議長は市民の中から選出して、森川寅平さんだったな……」（『岡山県労働運動史』、40ページ）とのべている。
- (39) 「市刷」が自然消滅するに至った経過をわれわれは、正確にフォローすることはできない。岡労、岡地労の幹部執行メンバーはほとんど「市刷」の活動家であり、この労働者運動は、解消した全協のメンバーもかかえ「人民戦線」的特質を有したことからして、そこに、労働農民党禁止後の「市刷」の岡山地方労働者運動への人民戦線的橋渡しの役割を認めることはできないであろうか。なお、中原健次は昭和8年の第2回岡山市議選に三票差で落選。昭和10年9月岡山県議選に社会大衆党より若狭幸義と二名ではじめて当選、あわせ昭和12年には再び岡山市会議員に700票をとり国富氏について2位で当選している。

4. 「市刷」と地方税改革運動

以上みたように、岡山市政刷新同盟は、市民の中に入り、住民の中に入り、住民運動としての地方自治運動を展開しているわけであるが、そこには、帝国主義下、付加税主義をとるわが国戦前期地方財政構造にあって、とりわけ「細民重課」といわれた地方営業税、雑種税、市特別税などの市民への重圧の問題が宿されていたわけである。とりわけ、雑種税のうち「天下の悪税」として名高かった自転車税・荷車税などの撤廃要求がかかげら

第2表 岡山県県税収入額の推移（1925～1931年度，単位千円，決算）

年 度 課 目	1925 (大正14)	1926 (昭和元)	1927 (昭和2)	1928 (昭和3)	1929 (昭和4)	1930 (昭和5)	1931 (昭和6)
県 税 総 額	6,717,003	7,706,886	6,135,514	6,620,518	6,356,280	6,144,057	5,156,440
国 税 付 加 税							
総 額	3,503,947	3,377,065	3,299,583	3,682,592	3,422,756	3,237,584	2,725,999
地 租 割	2,673,136	2,470,240	2,270,903	2,460,923	2,188,446	2,105,586	1,978,442
営 業 税	697,653	750,572	397,228	498,089	537,448	487,133	337,908
所 得 税	129,445	153,833	627,014	718,650	691,996	639,486	404,781
鉱 業 税	2,296	1,319	3,161	3,706	3,646	4,135	3,579
取引所営業税	1,417	1,101	1,277	1,224	1,220	1,244	1,289
県 税							
総 額	3,213,056	4,329,822	2,835,931	2,937,926	2,933,524	2,906,472	2,430,443
営 業 税	213,432	206,431	156,725	146,141	140,950	132,297	123,107
雑 種 税	1,474,802	1,501,321	1,400,117	1,487,185	1,517,049	1,313,208	1,249,859
戸 数 割	1,345,073	1,989,073	—	—	—	—	—
家 屋 税	150,032	250,075	926,347	923,732	921,597	1,117,123	741,930
特 別 地 税	—	355,010	330,878	357,522	322,391	312,390	294,980
都市計画特別税	29,717	27,912	21,864	23,346	31,537	31,454	20,567

注）『岡山県統計書』，昭和4年度，昭和8年度版による。

れ、運動がみられたこともすでにみた通りである。⁽⁴⁰⁾

そこで当時の地方税構造を岡山県を例にみておこう。岡山市税をみるばあい、どうしても県税との関連をみなければならぬ。1926（大正15）年の税制改正において、国税の改正と共に地方税制の改正が行なわれ、翌1927（昭和2）年度から適用されたが、改正後の岡山県税賦課規則（大正15年度、県令第17号、昭和2年度施行）、岡山市税賦課に関する条例にともなう市税賦課率の状況などをみておこう。県税には国税付加税としての地租割付加税、所得税付加税や営業税割付加税、所得税付加税や営業税（1927年度より営業収益税）付加税があり、その他に県税独立税としての雑種税、戸数割（1927年度より市町村税に移行）、営業税、1927年度より新設された家屋税特別地税などがあった。第2表は大正末昭和初期の岡山県税収入についてこれを示したものであるが、国税付加税では上記課目の比重が税収面で大きいことは一見して明らかであろう。

このうち岡山県税賦課規則にともなう県営業税及び雑種税の1927（昭和2）年度時の状況をみよう。営業税は物品販売、金銭貸付、物品貸付、製造、運送、倉庫、請負、印刷・出版、写真、席貸、旅人宿、料理店、周旋・代理・仲立・問屋、両替、湯屋、理髪、遊技場、遊覧所、芸妓置屋業など19業種に分れ、一方雑種業は、船車、水車、飲食店業、市

第3表 岡山県税雑種税の内訳（1927年度、千円）

遊 芸 師 匠 税	214	相 撲 税	13
遊 芸 人 税	404	俳 優 税	391
狩 獵 税	5,049	芸 妓 税	55,665
飼 犬 税	16,496	仲 居 税	2,549
代 書 人 税	2,230	市 場 税	2,665
段 別 税	11,181	演 劇 税	22,980
電 柱 税	68,479	興 行 税	52,486
瓦 斯 管 税	734	遊 興 税	121,778
鉦 泉 税	109	船 税	13,458
不 動 産 取 得 税	167,071	車 税	797,396
流 竹 木 税	558	水 車 税	6,916
索 道 柱 税	102	屠 畜 税	12,002
旋 風 器 税	11,678	漁 業 税	18,267
金 庫 税	9,245	計	1,400,117

注）『岡山県政史』，昭和42年による。

場、電柱、金庫、犬、狩猟、屠畜、不動産取得、漁業、遊芸師匠、遊芸人、相撲、俳優、仲居、演劇、興行、遊興、代書人、段別、瓦斯管（各戸引込管ヲ除ク）、鉱泉、流竹木、索道柱、旋風器などの多岐に及んでいた。そして各課目が、年税、月税、日税の別、等級別、地域別、さらに細かい業種別に細分化され、収入割と一定収入以下のばあいゝ均等割ゝ部分があり、とくに営業税のゝ均等割⁽⁴³⁾は人頭割的性格なので低収入の零細業者、いわゆる「雑業層」にとってかなりの逆進的性格、負担の重圧が予想されるものであった。

地方税制改正後も雑種税は県税独立税の約半分の比重を占めていたが、これを、1927年度についてその内訳をみると、約10億円のうち、車税の比重が合計約8億円と最も大きく、つづいて不動産取得税、遊興税、電柱税、などの比重が高くなっているが、車税の大きいさには、はるかに及ばないことが注意される（第3表参照）。

つぎにこれを岡山市税について内訳をみると、第4表の通り、国税付加税としては営業

第4表 岡 山 市 税 の 推 移（単位、円、決算）

	1924 (大正13)	1925 (大正14)	1926 (昭和元)	1927 (" 2)	1928 (" 3)	1929 (" 4)	1930 (" 5)	1931 (" 6)
市 税 総 額	1,008,794	953,927	1,004,830	819,435	895,250	915,197	902,327	851,441
国 税 付 加 税								
総 額	613,122	530,256	545,764	382,075	402,516	415,848	379,958	375,169
地 租	52,555	52,238	51,437	58,173	58,257	58,117	62,487	88,702
所 得 税	312,667	219,114	236,424	111,324	102,393	88,612	81,781	71,698
営 業 税	245,923	257,487	256,802	211,301	240,642	267,899	234,446	213,480
取 引 所 税	1,977	1,417	1,101	1,277	1,224	1,220	1,244	1,289
県 税 付 加 税								
総 額	368,296	396,737	431,045	411,041	448,683	455,470	482,512	458,946
家 屋 税	117,331	120,064	148,119	196,784	233,924	239,117	281,727	248,870
営 業 税	42,532	42,206	40,208	24,750	22,631	23,258	20,530	23,699
雑 種 税	208,433	234,467	242,718	189,507	192,128	193,068	180,255	186,377
特 別 税								
総 額	27,376	26,934	28,022	26,320	44,051	43,879	39,858	17,325
戸 数 割	1,852	1,832	2,227	1,702	2,074	2,101	2,849	2,368
観 興 税	18,607	18,711	18,463	20,241	19,508	19,451	18,208	12,030
観 覧 税	6,917	6,391	6,554	3,518	1,648	4,326	1,304	1,304
地 租 付 加 税	—	—	778	859	846	794	870	1,623

注）『岡山県統計書』昭和4年，8年版による。

(収益)税の比重が大きく、県税付加税としては雑種税ならびに家屋税(1927年度より県税として新設したので)の比重が大きくなっていることが分る。ほかに、岡山市の特別税として、観興税、観覧税、などがあり、市民側から不満が大きく特別税撤廃は「市刷」の要求項目の一つにもなっていた。⁽⁴⁴⁾

いま、岡山市の市税賦課の条例などにもなう市税賦課率の変遷をみよう。第5表は、市町村制確立後の岡山市の賦課率の変遷をたどったものであるが、⁽⁴⁵⁾(1)県税雑種税付加税の1915(大正4)年度以降の営業税項目からの独立税化と、定率重課(県税1円につき市税1円の付加割合)、(2)市戸別割の県税戸数割に対する著しい重課、(3)県税家屋税の新設にともなう同市付加税率の重圧化、などを指摘しえよう。とくに、営業税は、国、県(国税付加税)、市(県税付加税)の三段階、雑種税は県(独立税)、市(県税付加税)の二段階でとられ、しかも、加うるに市の特別税が重加されたことである。

たとえばこれを雑種税のうち当該の自転車税を例にとってみると、まず県税として乗用自転車一輛につき、4円20銭(車輪の外法直径22吋以上)、同1円80銭(車輪の外法直径22吋未満)、荷積自転車一輛金6円、自動自転車一輛金10円となっている。荷積牛馬車4円～9円60銭、荷積大車4円80銭、中車4円、小車2円となっている。人力車2人乗5円40銭、1人乗8円40銭(自家用)、4円20銭(営業用)の割合である。馬車二足立一輛14円40銭、一足立一輛10円80銭というからかなり重い税である。⁽⁴⁶⁾(いずれも年税)。加うるに市町村の県税付加税分があり、岡山市のばあい、1927(昭和2)年度で県税営業税1円に対し、市の付加税1円、県税雑種税1円に対し、市の付加税1円の割合である。⁽⁴⁷⁾したがって、前述の自転車税、荷車税、荷馬車税、人力車税等は、県税に加えて岡山市民には、市付加税が倍加するわけである。いま電柱税のうち鉄塔一基岡山市で2円10銭、鉄柱1本岡山市で1円5銭であるから、鉄塔に比べても、市民の愛用する普通自転車一輛の方が相当負担額が大きかったことは明白であった。⁽⁴⁸⁾

これを岡山市民の国税、県税、市税の負担関係でみると、より明確となる。第6表は、ほぼ5年おきに負担額の推移をみたものであるが、市税負担額が国税負担額を上まわるのがほぼ第1次大戦の1920年頃からであり、県税負担に対する市税負担額はほぼ全期間を通じて市税負担が高くなっているものであり、市民の租税闘争はまず市税を中心にすすめられたのであった。なお、市民一人当りの負担額は第一次大戦後の1920年頃から飛躍的に拡大し、⁽⁴⁹⁾1927(昭和2)年で金融恐慌による不況や地方税法の改正等により若干負担額の減少をもたらしている。前掲の第4表で、1930年度以降市の国税営業収益税付加税、県税営業

第5表 岡山市市税賦課率の変遷

科 目	標 準 率	課			
		1890年度 (明治23)	1895年度 (明治28)	1900年度 (明治33)	1905年度 (明治38)
地 租 付 加 税	宅 地 租 1円	— 厘	— 厘	— 厘	— 厘
	其 他 地 租 1円	—	—	—	—
	地 租 1円	142	262	322	200
国税営業税付加税	国 税 営 業 税 1円	—	—	350	300
所 得 税 付 加 税	所 得 税 1円	200	332	500	300
売薬営業税付加税	売 薬 営 業 税 1円	—	—	—	—
取引所営業税付加税	取 引 所 営 業 税 1円	—	—	—	—
家 屋 税 付 加 税	1 戸 平 均 家 屋 賃 貸 価 格 1円	—	—	—	—
戸 別 割	1 戸 平 均 県 税 戸 数 割 1円	1,053 6,429	1,418 5,776	2,408 7,079	1,943 3,473
県税営業税付加税	県 税 営 業 税 1円	220	380	400	600
県税雑種税付加税	県 税 雑 種 税 1円	(営業税に包含)			

- 注) 1. 尾形惣三郎『岡山市財政史』昭和3年9月による。
 2. 本表は直接市税のみをかけた、特別市税をのぞいてある。
 3. なお1,000厘 = 1円である。

税付加税、同雑種税付加税、特別税(戸数割、地租付加税をのぞいて)などが減少傾向にあるのは、金解禁後の不況もさることながら、「市刷」の運動など市民の要求を反映し、市課税当局が県税付加税率の緩和、特別税の減税を断行したことも影響していたとみられるであろう。⁽⁵⁰⁾

註

- (40) 「市刷」が結成大会を開いた前後の1929(昭和4年)8月13日、29日、そして9月4日号の大阪朝日新聞岡山版には、「赤だすきの自転車税撤廃の宣伝」などの見出しの記事が多数見えるが、これは当時の県下自転車税廃税期成同盟会の活動の一端を示すものであり、山陽新報9月4日号も、9月5、6両日を自転車廃税デーとし(毎

率							
1910年度 (明治43)	1915年度 (大正4)	1919年度 (大正8)	1924年度 (大正13)	1925年度 (大正14)	1926年度 (大正15) 昭和元	1927年度 (昭和2)	1928年度 (昭和3)
厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘
090	090	117	370	370	370	420	420
210	210	273	880	873	872	990	990
—	—	—	—	—	—	—	—
150	150	200	750	750	750	900	900
150	150	200	250	250	250	105	160
—	050	050	—	—	—	—	—
—	100	100	100	100	100	100	100
—	2,794	4,750	4,950	4,829	5,920	7,615	8,899
—	250	423	440	431	519	499	578
6,391	—	—	—	—	—	—	—
5,801	—	—	—	—	—	—	—
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

月),「声明書2万部を全県下に配布」と記している。

(41) 1927年度時の地方税の改正は、(1)国税の営業税を営業収益税にかえる、(2)県税の戸数割を廃し、市町村税の戸数割りを新設したこと、(3)県税家屋税を新設する、(4)県税営業税・雑種税の税目を整理し、一部を国税に移管又は廃止する、(5)地方税付加税制限税率の改正、などにあったが、同時点の地方税制限税率は、次の通りであった(前掲、尾形『岡山市財政史』などによる)。

(イ) 土地付加税

i) 付加税ノミヲ課スルトキ

府県宅地地租百分ノ34、其ノ他ノ土地地租百分ノ83、其ノ他ノ公共団体宅地地租百分ノ28、其ノ他ノ土地地租百分ノ66

第6表 岡山市民の諸税負担額(単位円)

年 度	国 税	県 税	市 税	計	人口1人当り
1890(明 23)	12,569	16,867	14,554	43,990	977
1895(" 28)	16,126	22,103	24,750	62,979	1,584
1900(" 33)	73,476	42,459	67,426	183,361	2,225
1905(" 38)	233,712	49,603	63,668	346,983	4,221
1910(" 43)	282,412	86,631	185,739	554,782	5,872
1915(大正4)	213,647	112,996	147,326	473,969	5,281
1920(" 9)	482,832	477,720	569,646	1,530,198	15,875
1924(" 13)	894,623	788,083	1,016,992	2,699,698	22,831
1925(" 14)	950,671	877,659	966,853	2,795,183	23,003
1926(昭和元)	893,963	1,010,849	1,031,997	2,936,809	23,924
1927(" 2)	655,141	864,699	856,409	2,376,249	18,999

- 注) 1. 国税は直接国税にて地租, 営業税, 所得税, 売薬営業税, 取引所営業税等を
 としている。国税営業税は1897(明治30)年度より始まっている。
 2. 前掲, 尾形『岡山市財政史』, 98~99ページにより作成。

ii) 段別割ノミヲ課スルトキ

府県 1段歩ニ付毎地目平均金1円

其ノ他ノ公共団体 1段歩ニ付毎地目平均金1円

iii) 両者ヲ併課スル場合(省略)

(a) 営業収益税

府県 百分ノ41, 其ノ他ノ公共団体 百分ノ60

(b) 所得税付加税(引上ゲ)

府県 百分ノ24以内

其ノ他ノ公共団体 戸数割ヲ賦課シ難キ市町村ニ於テハ内務大蔵両大臣ノ許可ヲ
 受ケ所得税付加税ヲ課スルコトヲ得, 課率ハ所得税百分ノ7ヲ超エルコトヲ得ス。

(c) 特別地稅ヲ新設シ, 地租ノ免税点(法定地価200円)以下ノモノニ対シテ課シ,
 稅率ハ地価ノ百分ノ3.7以内トスル。

(d) 特別ノ必要アル場合ニ於テハ, 内務, 大蔵両大臣ノ許可ヲ受ケ制限ヲ超過シ, 其

ノ百分ノ12以内ニ於テ課税スルコトヲ得。

- (42) 『岡山県政史』 明治・大正篇, 昭和前期篇, 昭和42年, 435ページ以下。
- (43) たとえば営業税のうち写真業, 席貸業では収入金額百円未満ハ一営業ニ付年税金壹円八拾錢ヲ課ス, 湯屋業では収入金額貳百円未満ハ一営業ニ付金貳円, 理髪業で貳円四拾錢という風に。
- (44) この時期の租税撤廃要求運動をみると, 1927年12月8日, 仲居税, 興業税反対演説会(労働党岡山支部主催, 内山下音楽会館), 同6月20日蓄音器税撤廃を岡山の農業者が陳情している。また1928年11月16日, 興行組合は特別観覧税を減じてほしいと陳情している。
- (45) 尾形惣三郎『岡山市財政史』昭和3年9月, による。
- (46) 前掲, 『岡山県政史』442ページ。
- (47) 尾形, 前掲書による。
- (48) 「市刷」顧問, 中原健次氏の話による。こういった中で, 租税滞納額も漸次拡大し, 県税についてこれをみると, 1927年度末には滞納額は3万4000円, 1930年度末には30万円, 1931年度末には55万6000円, 1935年度末には80万円に達しているところである(前掲, 『岡山県政史』, 448ページ)。
- (49) 第一次大戦後の都市化と農村不況, インフレ化の中での地方経費の膨張下1920年地方税法の改正にともなう付加税制限率の緩和(藤田武夫, 『日本地方財政発展史』昭和24年, 221ページ)が大きく原因している。
- (50) 1929(昭和4)年9月19日付の朝日新聞岡山版は, 「17日承認された歳入特別市税の減額については, 結局営業税並に雑種税は従来本税の四割を賦課していたが, 之が二割天引となり, 又営業収益税に対しては, 1円につき22銭を賦課したのを11銭に軽減されることに決定した」とあるのはその一例であろう。

5. 残された課題

以上, 岡山市政刷新同盟の活動について, その結成の背景, その組織と活動内容, 当時の地方営業税及び雑種税, 特別税などの大衆課税的性格などを中心に検討を加えてみたのであった。資料の制約からなお十分議会内の活動などについては実証し難い点もあるが, 最後に, 昭和初期の一時期(1929—1934年頃)において無産政党政議員の市議会への進出を

けいきに市民へのカンパニヤ組織として生まれた岡山市政刷新同盟の評価についてである。第(1)点は、大正末昭和初期の住民運動史の中でこの地方都市住民の運動が如何なる位置づけを与えられるかという点であるが、そこに労農党解散以降の変形した「市民的」組織の無産政党にかわる規模と、運動への主導的な役割、活動家の出身階層がもつ非特権的小営業者層、魚市場、荷馬車ひき、砂利採取労働者など「雑業層」を中心とし、知識人、宗教家、演劇人、農民運動家をふくむ幅広い住民層による運動たりえた性格は明らかであろう。また、当時の岡山市や旭東四郡を中心とした農民運動との一定の連けいの役割（とくに旭川改修と百間川問題をめぐって）をも指摘しよう。

第(2)点は、地方財政改革運動に対する同運動の評価であるが、「市刷」の諸要求のうち、自転車・荷車税等雑種税、特別市税などの中にはその後1割4分～4割のあいだで減免をみたものも多々あった。市長公選制の実現はともあれ、市政民主化やまた市民病院の実現、都市計画旭川改修事業計画の変更と無産者の要求を入れての実施など一定の改革の意義を果たしており、とくに大正期以来営業税及び雑種税、都市計画特別税等の改革に対する、小営業者、雑業層のいわば「草の根からの」財政民主主義実現に果たす一定の役割の評価であろう。大正デモクラシー期の地方財政に果たす政友会・民政党の二大政党の間にあって、とくに普選以後の一時期におけるいわば「下からの」「自発的な」地方議会闘争としての財政民主主義の芽生えをどこまで評価しうるかの問題である。同時にこの運動が倉敷、上道辺など特定市町村にしか波及しえなかったこと、岡山県の非合法下の無産諸政党にとってかわる運動の組織、力量との関連が問われねばなるまい。

第(3)に、この運動が住民運動としての一定の役割をもちながら、何故自然消滅の過程をたどらざるを得なかったかであるが、この点では、「市刷」執行部の岡山労働者組合（委員長中原健次、書記長中野円太郎）、さらには1935年からの岡山地方労働者組合への移動⁽⁵¹⁾、活動家の劇団活動への移動などが最大要因としてあげられ、いわば岡地労——人民戦線の性格がつよかったとされる⁽⁵²⁾——の活動への橋渡し、そのための基盤づくりに結果としてはとどまったことであり、一面では市民運動としての運動の弱さと限界が指摘されねばならない。しかし、1936年7月、岡山地方無産者団体協議会が解体して合法団体として成立した社会大衆党岡山県支部の人民戦線傾斜の性格をも考慮⁽⁵³⁾に入れる時、そこに「市刷」の果たした一定の前向きの運動史的评价が可能とされるのではなからうか。

〔あとがき〕 この原稿作成にさいし、中原健次氏、岡一太氏、守安理氏、山崎猛氏、岡崎誠氏にお世話になったことを感謝します。

註

- (51) 1935年前述の岡山労働者組合（通称岡労）、旭川砂利・岡山荷馬車・岡山靴工の各労働組合が大合同し、日本労働組合全国評議会に加盟、当時の合法左翼組合の全国組織と連結した。この「岡地労」の執行委員長中原健次、書記長塩田寅雄ほか、執行委員にも「市刷」執行委員が相当みえることが注意される。
- (52) 1936年の2.26事件の2日あと、岡地労は、執行委員会を開き「反ファッショ人民戦線の即時結成」を決め、その発会式を禁酒会館にて8～90名参加のもとで開催、全国の各種無産団体に檄文を急送し、工場内や街頭への活動をして注目を集めたが、「市刷」の活動は、こういった運動へとつなぐいわば前哨戦であり、基盤づくりにあったといえようか。
- (53) 岩村登志夫、『日本人民戦線史序説』、校倉書房、昭和46年、によれば、社会大衆党の反ファシズム的傾向を検討するには、大阪、三重、岡山、秋田、宮城などの運動をぬきにはできない（同 240 ページ）としていることが注目されよう。とりわけ岡山県の社会大衆党は、全国的にも特異な位置を占め人民戦線の性格がつよかったといわれている。